

別表十八（一）の記載の仕方

1 各通算法人の所得金額等に関する明細書

- (1) この明細書は、通算法人若しくは他の通算法人が法第27条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が当期（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において次に掲げる規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において次に掲げる規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- イ 法第57条第1項（欠損金の繰越し）（法第64条の7第1項第1号から第3号まで（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限ります。）の規定
- ロ 法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限ります。）の規定
- ハ 法第64条の5第1項から第4項まで（損益通算）の規定
- ニ 法第64条の7第5項の規定
- ホ 法第66条第6項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定
- ヘ 法第69条（外国税額の控除）（同条第14項の規定の適用がある場合に限ります。）の規定
- ト 令第19条第2項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）（同条第4項の規定の適用がある場合に限ります。）の規定
- チ 令第139条の8第2項（留保金額から控除する金額等）の規定
- リ 措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）の規定
- (2) 「法人番号1」は、国税庁から通知を受けた13桁

の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。

- (3) 「当初損金算入超過額21」及び「当初損金算入不足額22」の各欄は、その通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合において、法第57条第1項の規定の適用を受けるとき（法第64条の7第5項の規定の適用がある場合に限ります。）に別表七（二）付表二の記載要領3（(3)及び(4)に係る部分に限ります。）及び5(1)に準じて記載します。
- (4) 通算親法人が提出した法第72条第1項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書（法第71条第1項（中間申告）の規定による申告書をいいます。以下(4)において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する中間申告書（その通算親法人が提出した中間申告書に係る法第72条第1項に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同項に規定する期間に係るものに限ります。）についてはこの明細書の添付を要しません。
- (5) 通算親法人が提出した確定申告書（法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書をいいます。以下(5)において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する確定申告書（その通算親法人が提出した確定申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限ります。）についてはこの明細書の添付を要しません。

2 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

- (1) この明細書は、通算法人がその課税事業年度（その通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において地方法人税法第12条（外国税額の控除）（第2項を除きます。以下(1)において同じです。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合

を含みます。)に記載します。

- (2) 通算親法人が提出した地方法人税法第17条第1項各号(《仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等》に掲げる事項を記載した中間申告書(同法第16条第1項(《中間申告》)の規定による申告書をいいます。以下(2)において同じです。)にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する中間申告書(その通算親法人が提出した中間申告書に係る同法第17条第1項第1号に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同条第4項第1号に規定する期間に係

るものに限ります。)についてはこの明細書の添付を要しません。

- (3) 通算親法人が提出した確定申告書(地方法人税法第19条第1項(《確定申告》)の規定による申告書をいいます。以下(3)において同じです。)にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する確定申告書(その通算親法人が提出した確定申告書に係る課税事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の課税事業年度に係るものに限ります。)についてはこの明細書の添付を要しません。